

議案第 5 5 号

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

小松島市事務手数料条例（平成 1 2 年小松島市条例第 2 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

小松島市長 中 山 俊 雄

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例

小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第32号を削り，第33号を第32号とし，第34号から第36号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は，令和3年9月1日から施行する。